

第 80 号議案

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成 26 年品川区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等における食事の提供の特例に係る基準を改める必要がある。